

# 北九州地区労連ニュース

2020年2月号 No. 160

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
 メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ  
 あきらめないで電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン  
 相談無料

093-921-0747

k\_roren@ybb.ne.jp

## 2020北九州春闘総会・学習会 開催

2020年1月31日(金)

北九州春闘共闘連絡会は2020年春闘をたたく方針と体制などを確認する総会を20団体51人の参加で成功させた。総会には、福岡県春闘共闘連絡会懸谷副議長と日本共産党北九州市議団石田団長が駆けつけ、2020年春闘を共にたたかう決意をこめた激励の挨拶をつけました。



第一部は、全労連伊藤圭一常任幹事から「労働法制をめぐる情勢&春闘で活用したい労働法」と題して60分間の講演がありました。伊藤氏は、これまでの闘いで勝ち取ってきた様々な労働法を要項に使うことの大切さについて詳しく述べ、「最賃闘争や長時間労働の是

正、同一労働同一賃金、均等待遇の実現、パワハラなどハラスメントの根絶をめざして奮闘することが、2020年春闘の前進につながっていくことが語られました。



その後、永吉事務局長が、「2020年春闘方針(案)、北九州でのたたかひの具体化」などについて提案。参加者からは、福建労田代氏から「春の大連道」、健和会労組門岡氏からは「2020年春闘方針賃金闘争について」、北九州市職労坂

内氏からは、「2020年春闘アンケートの中間報告」、全教大島氏からは「公立学校への『一年単位の変形時間制』導入反対のための請願署名への協力要請等4人から発言がありました。そのほかに国労福岡氏から「JR災害による不通区間再開など国民お足を守るたたかひ」について文書発言があり、2020年春闘方針が豊かに補強されました。総会の最後に、健和会労組細川書記長が元気づけ、「2020年春闘闘争宣言」を読み上げ提案しました。

全ての議案については、満場の拍手で採択・承認されました。最後は永富議長の団結がんばろう！で今年の春闘総会の幕を閉じました。



### 雨あがり

デモや野外集会が苦手だった。参加の要請があっても断っていた。この会社に入社は決めたが、組合にまで入った覚えはない。しかしそんな私をユニオンシップというルールが許さなかった。今現在、こうして組合活動に参加するようになったきっかけは「北九州憲法集会」である。5月3日の憲法記念日に大手町のムーブで毎年行われている。組合の先輩が「座って聴くだけだから」と巧みに声をかけ、渋々参加。その講演を聞き、鼻血が出るぐらいの衝撃を受けたのを覚えている。私の知っているテレビの総理はもちろん良いことをしていると知っている。まさか戦争をしようとは。さらなる衝撃は、自分がどれだけ無知に生きてきたのかということ。衝撃で立ち上がり、生きてきたのか、流されてきたのか。その年からだ、私は行ったことのない選挙に行き初めて一票を投じた。もちろん自分で考え、学び、選んだ人を。今年も5月3日に憲法集会が開催される。誰か誘ってみようと思っている。(中)

# 平和をあきらめない ネット北九州

## ★ 第5回 総会開催 ★

平和をあきらめない北九州 ネット第5回総会が、2020年1月19日(日)13時から、北九州生涯学習総合センター1階会議室に平和団体、女性団体、労働組合、法律事務所等から50人が参加しました。



総会は、南川社民党門司支部の司会で始まり、前田憲徳あきらめないネット副代表の開会挨拶、池上弁護士(あきらめないネット事務局)が経過報告、これからの取り組みなどについて報告・提案。会場からの発言は、小倉地区の野瀬さん、八幡地区の嶋さん、門司地区の宮

代さん、若松地区の山下さんが

これまでの取り組みについて発言しました。池上弁護士の提案、4つの地区からの発言・報告がありました。

総会は、これからの取り組み、毎月19日行動や憲法改悪発議をさせない緊急署名の取り組み、5月3日、11月3日に大規模集会を開く等を確認し、新しい役員として、前田代表を選出、事務局に若い三浦哲史氏を補充して、取り組みの大きな発展を誓いました。



# 第3回 北九州春闘共闘

## 加盟組合代表者会議開催

北九州春闘共闘連絡会は、2月13日18時30分から北九州生涯学習総合センター1階会議室で加盟組合代表者会議を開きました。会議には、12団体14人が参加しました。

会議の冒頭、永富議長が「2020年春闘をめぐる情勢にふれ、3月11日の回答指定日に向け労働者の権利と生活を守るために全力を！」と挨拶、具体的な取り組みなどについて永吉事務局長が提案しました。

具体的な取り組みは、①全ての加盟組合で2020年春闘要求書を提出し団交での回答を求めること。②2月28日に早朝宣伝行動、行政、商工会議所、九電などに対する要請書の提出と懇談など一日総行動の成功。③3月11日の一斉回答指定日に向けた取り組み。④3・11全国統一行動の成功をめざす。⑤3・18さよなら原発北九州集会、3・15県民集

会の成功。⑥憲法改憲反対等平和の取り組み。⑦第91回北九州統一メーデー集会の成功。全ての争議の解決をめざす等などについて協議・確認しました。



### 年金削減違憲訴訟が結審!

#### 5月判決!

「年金引き下げ違憲訴訟」は2月10日(月)第18回裁判が開かれました。

原告側意見陳述を全日本年金者組合福岡県本部執行委員長の牧忠孝氏と弁護団の山本一行弁護士が行いました。被告国側の発言はありませんでした。

た。原告席・傍聴席があふれ支援者全員が法廷内に入りきれませんでした。

閉廷後弁護士会館で開かれた集會も100名を超える参加者で会場に椅子を追加するほどの状態でした。集會では、二人の陳述者の発言の後、いかんよ貧困福岡の会の懸谷さん、生存権裁判の藤元さん、佐賀県原告団事務局の方の連帯のあいさつがありました。その後、弁護団の弁護士2人から、準備書面を用意する際のエピソードや世代間の公平についての意味などの解説などがありました。

会場からは、4人の発言がありました。「老後年金2000万円足りない問題などの影響が駅頭宣伝を行っている」と、関心が以前に比べ高まってきたようだ。「大義は我にあり!弱者に頑張らましよう!」と結審にふさわしい元気の出る集會となりました。判決は、5月15日(金)に言い渡される予定です。

**地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。**  
地区労連ニュースを5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



事務局次長 今泉 礼二 (JMI-TU)

今年度より事務局次長を務めます、今泉です。出身単組はJMI-TUです。

福岡地本でも書記長を務めています。

現在は安川電機の協力会社で金属加工の仕事をしています。

昨年の話になりますが、「人間らしく働くための九州セミナーin長崎」に参加しました。

一日目の全体講演で、EUの労働時間法制について学びましたが、特に気が付いた点は週8時間の規制されていること、毎日11時間、7日間ごとに24時間の「絶対的な休息期間」が定められていることでした。残業も含め労働時間が規制2

4時間の「絶対的な休息期間」が定められていることでした。残業も含め労働時間が規制されているということは、残業をしなくても生活できる賃金がもらえる制度になっているからだと思います。

二日目は、長時間・過密労働の分科会に参加し、公務員・保健師・労働相談員・佐賀県労連・教員の組合の方から発言がありました。とりわけ国家公務員や市役所勤務の労働者、教員に長時間労働が蔓延していること、「残業規制」の通達のもとで、大金記録を付けた後に業務を継続している実態が報告されました。このような実態を労働者に広く知らせ、全体講演で報告された良い施策を日本でも実現できるように、様々な人手を取り合って運動していきたいと思いました。

**福岡県労連**

**第73回評議員会**

福岡県労連は、2月1日10時から福岡第3階成ビル4階会議室で、第73回評議員会を開きました。

北九州地区労連からは、永富議長以下4人の評議員と県労連永吉幹事に5人で参加しました。

第一部は全労連常任幹事による「労働法制をめぐる情勢&春闘で活用したい労働法」を演題で学習会がありました。

評議員会は、隈本副議長による開会あいさつと議長選出、山下議長挨拶、議案の提案は福岡事務所次長と小川事務所次長が行い、14人の評議員が提案された議案を補強する発言があり、満場一致で採択されました。

事務局次長など欠員の役員選挙があり、福山事務所次長が事務局長に立候補し新しい事務局長が誕生しました。

最後、山下議長の音頭で団結頑張ろう、2020年春闘での要求前進をめざし全力で駆け抜ける決意を固めあいました。



地区労連の活動を紹介している永富議長



教育問題を語る大島代議員

**2020 春闘共闘をめざす地域総行動**  
主要駅で宣伝行動を行います

**【日 時】2月28日(金)**

\*小倉駅・戸畑駅前 7:15~8:15

\*門司駅・黒崎駅前 17:45~18:45

★皆様の参加協力をお願いいたします★



年金裁判・集会

## 労働法コラム 第62回

## 教員の变形労働時間制



黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

昨年12月、公立学校の教員に1年単位の变形労働時間制を適用できるようにする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の「改正」案（給特法「改正」案）が成立しました。

制とは

1 1年単位の变形労働時間制とは  
労働者の労働時間について、労働基準法は、原則として、1週間の労働時間の上限を40時間、1日の労働時間の上限を8時間と定めています（同法32条）。

これに対し、1年単位の変

形労働時間制とは、1年単位の平均週労働時間が40時間を超えなければ、各日8時間、各週40時間を超える時間についても時間外労働時間とみなさない制度です（同法32条の4）。簡単に言うと、繁忙期に長時間働いて、その分閑散期に休んだり短時間労働にしたりすることをしやすくする制度です。变形労働時間制の下では、労働時間の上限は、1日10時間、1週間52時間が限度とされています。この制度の趣旨は、

2 1年単位の变形労働時間制を教員に導入することの問題点  
（1）教員の業務の性質上、1年間の变形労働時間制は馴染まないという点  
そもそも、变形労働時間制は、变形期間を通じて、

形労働時間制とは、1年単位の平均週労働時間が40時間を超えなければ、各日8時間、各週40時間を超える時間についても時間外労働時間とみなさない制度です（同法32条の4）。簡単に言うと、繁忙期に長時間働いて、その分閑散期に休んだり短時間労働にしたりすることをしやすくする制度です。变形労働時間制の下では、労働時間の上限は、1日10時間、1週間52時間が限度とされています。この制度の趣旨は、

あらかじめ業務の繁閑を見込んで、計画的な時間管理をできること、時間外労働が恒常化していないことを前提としている制度です。

しかし、教員の業務は、夏季休業期間等の時期も、研修・プール指導・補修・部活動指導の業務があったりして業務量全体が減少するわけではなく、あらかじめ業務の繁閑を見込めることは言い難いですし、児童生徒間のトラブルへの対応・家庭との連絡等、時間外労働が恒常化しているのが現状です。このような実態から、教員の業務は变形労働時間制には馴染まないとの指摘があります。

（2）労使協定等が排除されるおそれがある点

さらに、労働基準法は、变形労働時間制の導入に労使協定を手続き要件としていますが、昨年1月に中央教育審議会が発表した「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方

改革に関する総合的な方針について（答申）」は、

条例やそれに基づく規則等に基づき、1年単位の变形労働時間制を導入できるように法制度上の措置をとることを提言しています。この答申の通り、条例

等により一律に教員への变形労働時間制の導入が可能となるのであれば、労働者にとって不利益な労働条件を実施する場合には労使協定を要件とすることで労働者の保護を図ろうとした法の趣旨を没却するものであるとの指摘もなされているところです。

## 3 まとめ

教員へ变形労働時間制を導入することは、上記のような問題を孕んでいます。また、閑散期と称して休日割り振られても、実際にやるべき業務があるのであれば結局出勤せざるを得なくなる等、むしろ、長時間労働を助長する

ことになりかねません。

現状でも、学校は長時間労働の温床だと言われており、長時間労働の結果、精神疾患により病気休職をしている教は全教員数も0.5%強で推移しているとの報告もあります。

このような長時間労働が進めば、教員のなり手が減る、離職者が増える、ということに繋がり、ひいては、教員が児童・生徒と向き合う時間が取れない等、教育の質が低下するという結果につながりかねません。あるべきは、現場の教員の声を聞いた上で、正規職員の数を増やす等、実態を踏まえた制度構築だと思えます。

